

平成27年2月27日  
消費者庁  
総務省

## 株式会社アイコミュニケーションズに対する 特定電子メール法違反に係る措置命令の実施

総務省及び消費者庁は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号。以下「法」といいます。）に違反して、自己の運営するウェブサイト「ユピテル」の広告又は宣伝を行う電子メールを送信した株式会社アイコミュニケーションズに対し、法第7条の規定に基づき措置命令を行いました。

- 1 原則として送信者は、あらかじめ特定電子メールの送信を求める旨又は送信をすることに同意する旨を送信者等に通知した者以外の者に対して、特定電子メールを送信することを禁じられています。（法第3条第1項（特定電子メールの送信の制限））  
また、送信者は、特定電子メールの送信をするように求めがあったこと又は送信をすることに同意があったことを証する記録を保存しなければならないとされています。（法第3条第2項（特定電子メールの送信の制限））  
さらに、送信者は、特定電子メールの送信に当たって、送信者の氏名又は名称等一定の事項が、メール本文に正しく表示されるようにしなければならないこととされています。（法第4条（表示義務））
- 2 株式会社アイコミュニケーションズは、少なくとも平成26年7月17日から平成27年1月27日までの間、ウェブサイト「ユピテル」の広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得ておらず、法第3条第1項の規定に違反する行為を行っていた事実が認められました。  
また、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意があったことを証する旨の記録の保存行為を行っておらず、法第3条第2項の規定に違反する行為を行っていた事実が認められました。  
さらに、広告又は宣伝を行う電子メールの一部において、送信者の名称を表示しておらず、法第4条の規定に違反する行為を行っていた事実が認められました。
- 3 このため、総務省及び消費者庁は、平成27年2月12日付け文書にて、株式会社アイコミュニケーションズに対し、法第7条の規定に基づき、電子メールの送信の方法について法第3条第1項及び第2項並びに法第4条の規定の遵守を命じる措置命令を行いました。

## 命令の対象

事業者名	株式会社アイコミュニケーションズ
所在地	大阪市中央区内本町二丁目2番14
代表者	井本 剣士
設立年月日	平成20年9月8日
資本金	600万円

## 本件に関する事実関係

広告又は宣伝を行う対象	自己の運営するウェブサイト「ユピテル」
少なくとも確認された送信期間	平成26年7月17日から平成27年1月27日まで
相談のあった特定電子メールの通数	延べ805人から延べ8,773通 (一般財団法人日本データ通信協会に対して情報提供のあった上記ウェブサイトに関する特定電子メールの合計件数)
違反内容	自己の運営するウェブサイト「ユピテル」の広告又は宣伝を行う電子メールの送信に当たり、受信者から同意を得ていなかった。また受信者から送信の同意を得た記録を保存していなかった。さらに、広告又は宣伝を行う電子メールの本文に、法に規定された事項を表示していなかった。
関係法令	法第3条第1項・第2項(特定電子メールの送信の制限)、法第4条(表示義務)

(参考)

○総務省迷惑メール対策ホームページ

[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/d\\_syohi/m\\_mail.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/m_mail.html)

○消費者庁ホームページ

<http://www.caa.go.jp/index.html>

連絡先：消費者庁取引対策課特定電子メール担当

電話：03-3507-9212

FAX：03-3507-9291

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課

迷惑メール担当

電話：03-5253-5487

FAX：03-5253-5948

## ○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 特定電子メール 電子メールの送信（国内にある電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）からの送信又は国内にある電気通信設備への送信に限る。以下同じ。）をする者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。以下「送信者」という。）が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メールをいう。

三～五 （略）

（特定電子メールの送信の制限）

第三条 送信者は、次に掲げる者以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。

一 あらかじめ、特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信することに同意する旨を送信者又は送信委託者（電子メールの送信を委託した者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）に対し通知した者

二 前号に掲げるもののほか、総務省令・内閣府令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通知した者

三 前二号に掲げるもののほか、当該特定電子メールを手段とする広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令・内閣府令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあつては、営業を営む者に限る。）

2 前項第一号の通知を受けた者は、総務省令・内閣府令で定めるところにより特定電子メールの送信をするように求めがあったこと又は送信することに同意があったことを証する記録を保存しなければならない。

3 （略）

（表示義務）

第四条 送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省令・内閣府令で定めるところにより、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に次に掲げる事項（前条第三項ただし書の総務省令・内閣府令で定める場合においては、第二号に掲げる事項を除く。）が正しく表示されるようにしなければならない。

一 当該送信者（当該電子メールの送信につき送信委託者がいる場合は、当該送信者又は当該送信委託者のうち当該送信に責任を有する者）の氏名又は名称

二 前条第三項本文の通知を受けるための電子メールアドレス又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号であつて総務省令・内閣府令で定めるもの

三 その他総務省令・内閣府令で定める事項

（措置命令）

第七条 総務大臣及び内閣総理大臣（架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信に係る場合にあつては、総務大臣）は、送信者が一時に多数の者に対してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信につき、第三条若しくは第四条の規定を遵守していないと認める場合又は送信者情報を偽った電子メール若しくは架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をしたと認める場合において、電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると認めるときは、当該送信者（これらの電子メールに係る送信委託者が当該電子メールの送信に係る第三条第一項第一号又は第二号の通知の受領、同条第二項の記録の保存その他の当該電子メールの送信に係る業務の一部を行った場合であつて、当該電子メールの送信につき、当該送信委託者の責めに帰すべき事由があると認められるときは、当該送信者及び当該送信委託者）に対し、電子メールの送信の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定に違反した者

二 第七条の規定による命令（第三条第二項の規定による記録の保存に係るものを除く。）に違反した者

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定による命令（第三条第二項の規定による記録の保存に係るものに限る。）に違反した者

二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十四条 三千万円以下の罰金刑

二 第三十三条、第三十五条又は前条 各本条の罰金刑

# 特定電子メール法(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律)の概要

- ◎ 同意のない者への広告・宣伝メールの送信は、原則禁止
- ◎ 違反した場合には、総務大臣及び消費者庁長官による措置命令
- ◎ 命令違反は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人の場合は3000万円以下の罰金)

